



図-4(7) 移動経路（第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 B1F 平面図）

作業項目等	対応場所等	経過時間(分)					
		0~5	5~10	10~15	15~20	20~25	25~30
(1) 煙感知器が煙を感知	第一低放射性 固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS) ポンプ室(G003)	●					
(2) 受信機の警報吹鳴及び警告灯点灯	分離精製工場(MP) 中央制御室(G549)	●					
(3) 当直長が火災を感知し、公設消防等へ通報 及び現場確認を指示	分離精製工場(MP) 中央制御室(G549)	●					
(4) 従業員は現場確認のため移動	廃棄物処理場(AAF) 廃棄物処理場制御室(G101)	●					●
(5) 従業員が現場を確認して火災確認	第一低放射性 固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS) ポンプ室(G003)						●
(6) 従業員がABC消火器を準備	第一低放射性 固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS) エレベーターホール(G002)						●
(7) 従業員がABC消火器による初期消火を実施	第一低放射性 固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS) ポンプ室(G003)						●

図-5 初期消火及び火災を確認するまでの経過時間

## 防護対象が固体の放射性物質であるものの類型 (S4) の例 2

## 1. 代表例

防護対象：分析所 (CB) ガラス細工室 (G014) の保管棚の標準物質 (管理番号 CB-36)

選定理由：当該類型のうち不燃性の防護対象に対して初期消火に要する時間及び閉じ込め境界厚さに関して最も厳しくなるもの。

## 2. 防護対象の保管状況等 (図-1)

分析所 (CB) ガラス細工室 (G014) の保管棚には標準物質 (放射性物質を含む固体) を保管している。標準物質は金属であり不燃物である。保管棚は厚さ 1 mm の金属製 (耐火時間 40 分程度\*) であり、ガラス細工室 (G014) は 15 cm 以上のコンクリート壁 (耐火時間 3 時間以上) で構成される区域である。当該区域は人の立ち入りがあることから、発火源となる電気機器を設置している。

ガラス細工室 (G014) には熱感知器及び ABC 消火器を消防法に基づき設置し、定期点検を実施している。熱感知器の信号については、従業員が常駐する分析所 (CB) 安全管理室 (G220) 及び分離精製工場 (MP) 中央制御室 (G549) の受信機へ伝送している。

※ 厚さ 1.5 mm 以上の鉄板 (耐火時間：1 時間以上) の耐火性能を考慮し、耐火時間が厚さに比例するものとする、厚さ 1.0 mm の金属製の保管棚の耐火時間は 40 分程度となる。当該評価では厚さ 1.0 mm の金属製の保管棚の耐火時間は 40 分として評価する。

## 3. 夜間休日時における火災発生時の事象の流れ

## (1) 保管棚内の火災

保管棚に保管する標準物質は不燃性であることから、標準物質の発火の可能性はない。

## (2) ガラス細工室 (G014) 内の火災

ガラス細工室 (G014) には発火源となる電気機器を設置している。電気機器が発火源となり火災が発生したとしても防護対象である標準物質が金属そのものであり放射性物質の有意な放出に至ることはなく、ガラス細工室 (G014) に設置している熱感知器により火災を感知でき、火災を感知した場合、分離精製工場 (MP) 中央制御室 (G549) に常駐する当直長は公設消防、危機管理課の順で通報する。また、ユーティリティ施設 (UC) 総合制御室に常駐する従業員が再処理警備所にて施錠扉の鍵を借りた後に駆け付け、近傍にある ABC 消火器等を用いて初期消火 (30 分以内) を行う。

火災発生時の事象の流れを図-2、移動経路を図-3 並びに初期消火 (現場確認) までの経過時間初期消火及び火災を確認するまでの経過時間を図-4 にそれぞれ示す。

### (3) 隣接区域の火災

ガラス細工室 (G014) に隣接する区域には発火源となる電気機器がある (図-5)。隣接区域の電気機器が発火源となり火災が発生した場合には、ガラス細工室 (G014) 内の火災と同様に、これら区域に設置している熱感知器等により火災を感知できる。ユーティリティ施設 (UC) 総合制御室に常駐する従業員が駆け付け、近傍の ABC 消火器等を用いて初期消火 (30 分以内) を行う。

## 4. 火災影響評価

ガラス細工室 (G014) に金属製の保管棚内の不燃性の標準物質を発火源とした火災の発生の可能性はなく、ガラス細工室 (G014) の電気機器を発火源とした火災が発生した場合は、熱感知器により火災を感知し、ユーティリティ施設 (UC) 総合制御室に常駐する従業員が駆け付け、近傍にある ABC 消火器等を用いて初期消火 (30 分以内) を行うことにより、金属製の容器 (耐火時間 40 分) の閉じ込め境界を維持できる。

隣接区域に設置している電気機器を発火源とした火災が発生した場合においても、それら区域の熱感知器等により火災を感知し、ユーティリティ施設 (UC) 総合制御室に常駐する従業員が駆け付け、近傍にある ABC 消火器等により初期消火 (30 分以内) を行う。なお、隣接区域で火災が発生したとしてもガラス細工室 (G014) は 15 cm 以上のコンクリート壁 (耐火時間 3 時間以上) で構成される部屋であり、隣接区域の火災時の熱が遮断され、金属製の保管棚内の標準物質への影響はない。

以上のことから、火災が発生したとしてもガラス細工室 (G014) の閉じ込め境界は維持でき、放射性物質の有意な放出に至ることはない。

## 5. 改善に向けた今後の取り組みについて

防護対象の保管状況、火災時の事象の流れ等を整理した結果、より確実に速やかな消火活動を行うために改善すべきと考える以下の検討を行う。

○今後、施錠扉の鍵の保管場所を変更等することで、初期消火までの時間を短縮する改善を図る。

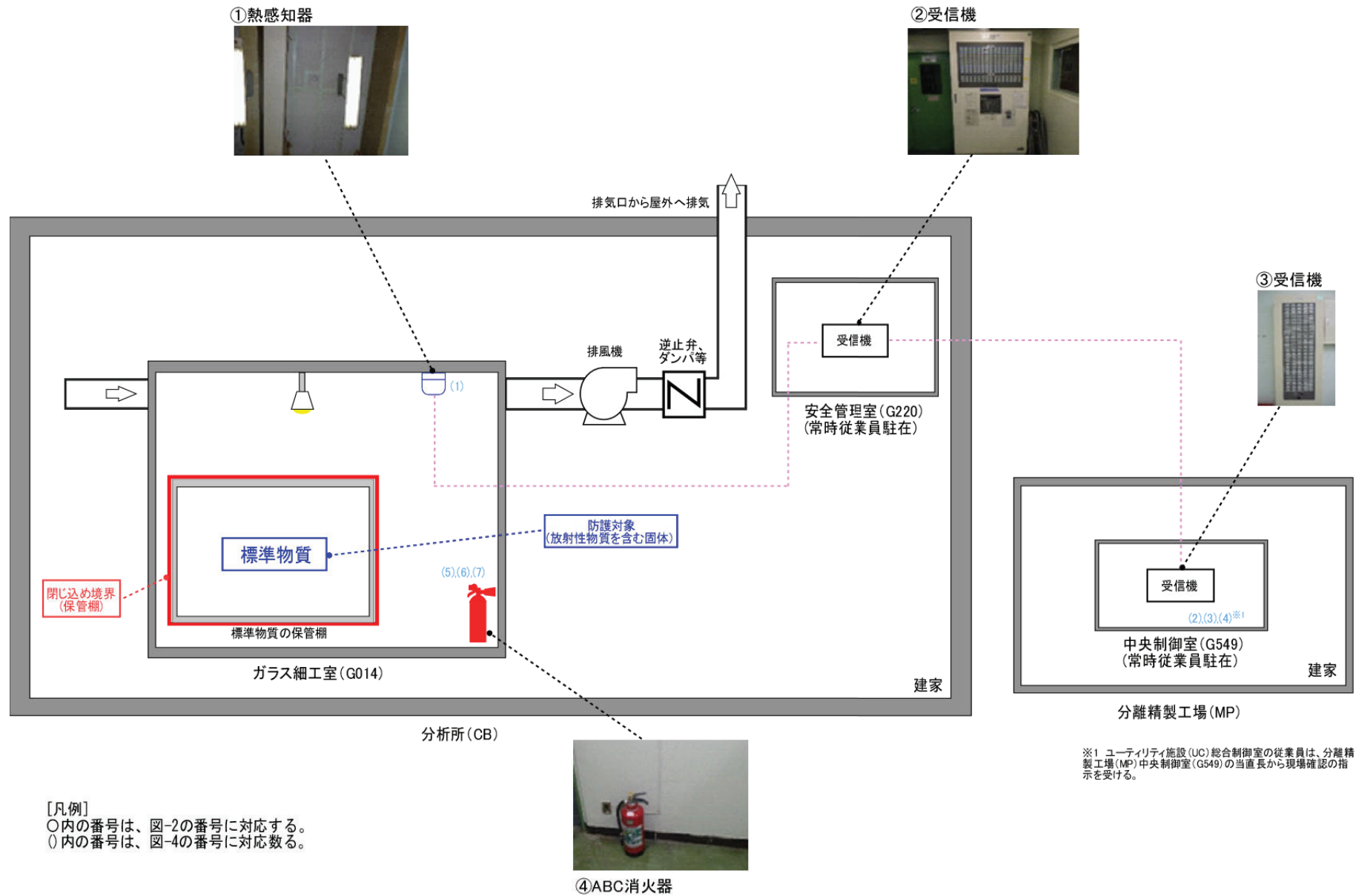


図-1 分析所 (CB) ガラス細工室 (G014) の保管棚の標準物質の貯蔵状態

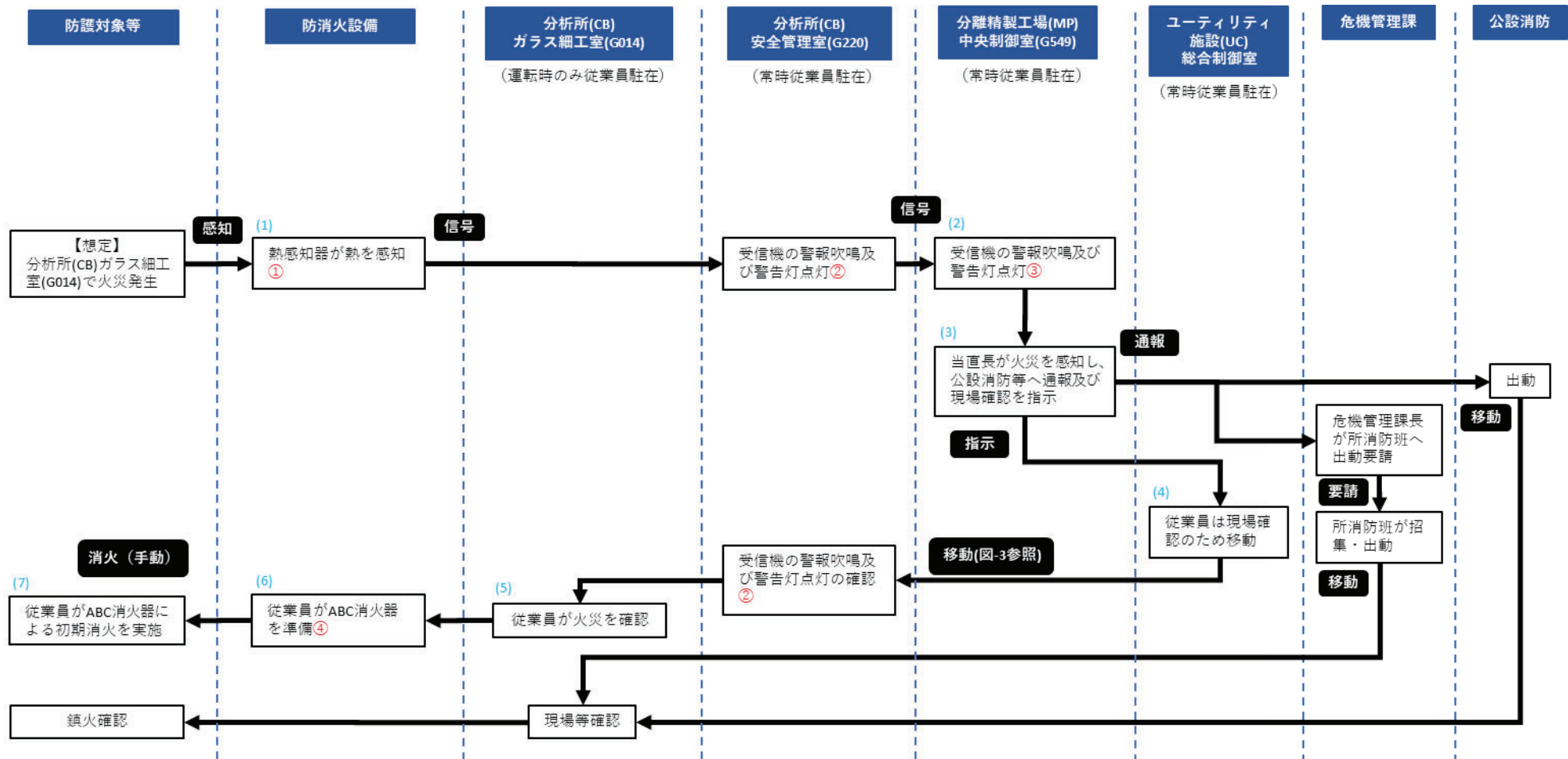


図-2 分析所 (CB) ガラス細工室 (G014) における火災発生時の事象の流れ

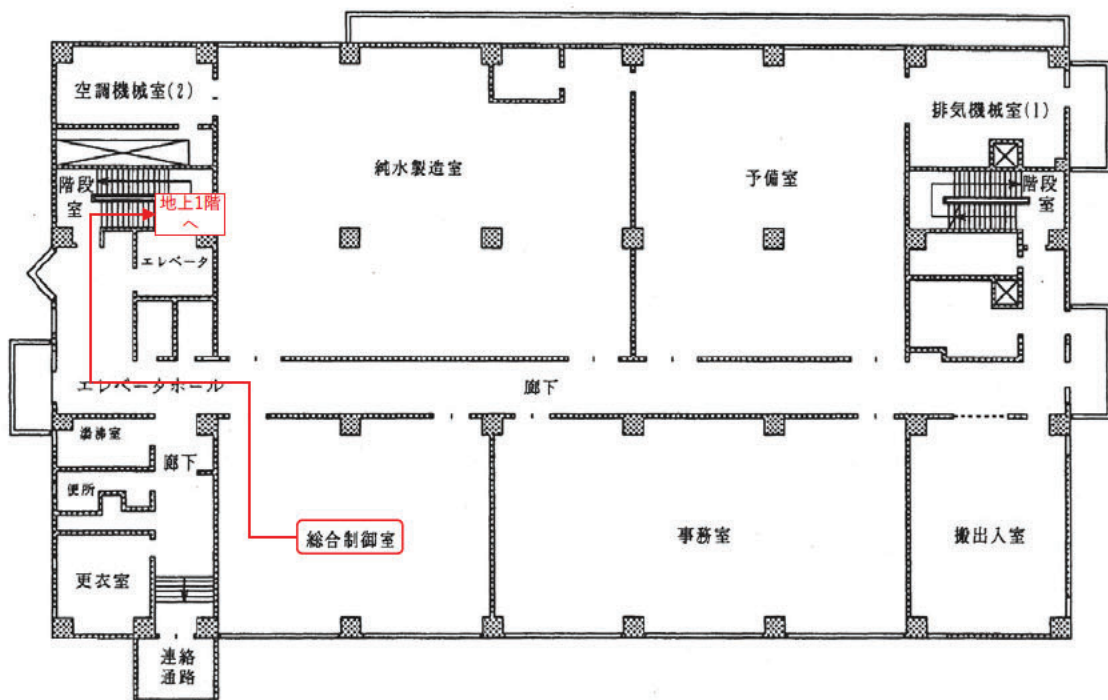


図-3(1) 移動経路 (ユーティリティ施設 3F 平面図)

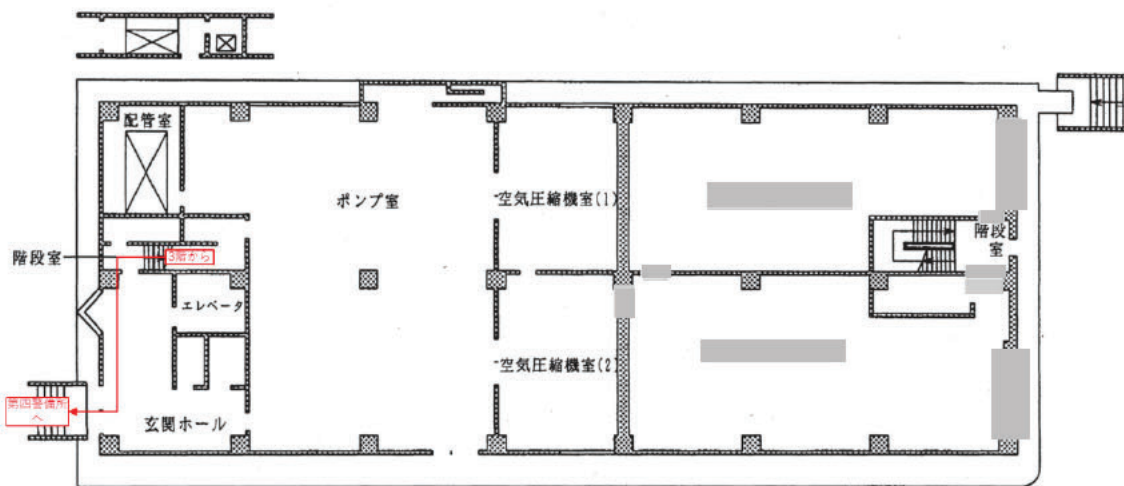


図-3(2) 移動経路 (ユーティリティ施設 地上1F 平面図)



図-3(3) 移動経路（東海再処理施設 平面図）



図-3(4) 移動経路（分析所 2F 平面図）



図-3(5) 移動経路（分析所 B1F 平面図）




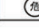
作業項目等	対応場所等	経過時間(分)					
		0~5	5~10	10~15	15~20	20~25	25~30
(1) 熱感知器が熱を感知	分析所 (CB) ガラス細工室(G014)	●					
(2) 受信機の警報吹鳴及び警告灯点灯	分離精製工場(MP) 中央制御室(G549)	●					
(3) 当直長が火災を感知し、公設消防等へ通報及び現場確認を指示	分離精製工場(MP) 中央制御室(G549)	●					
(4) 従業員は現場確認のため移動	ユーティリティ施設 (UC) 総合制御室	●	●				
(5) 従業員が火災を確認	分析所 (CB) ガラス細工室(G014)						●
(6) 従業員がABC消火器を準備	分析所 (CB) ガラス細工室(G014)						●
(7) 従業員がABC消火器による初期消火を実施	分析所 (CB) ガラス細工室(G014)						●

図-4 初期消火及び火災を確認するまでの経過時間





 管理区域

調査の対象	
	防護対象設備等
	廃棄物の仕掛品の保管場所
	廃棄物の仕掛品の置場
	危険物(少量未満危険物を含む。)

火災感知設備	
	熱感知器
	分布型熱感知器
	煙感知器
	防排煙感知器
	総合盤
	受信機
	セル内温度警報(FDI)

消火設備	
	屋内消火栓
	ABC消火器
	CO <sub>2</sub> 消火器
	連結送水設備送水口

図-5 分析所 (CB) ガラス細工室 (G014) に隣接する区域  
(令和5年6月8日規制庁面談資料に一部加筆)

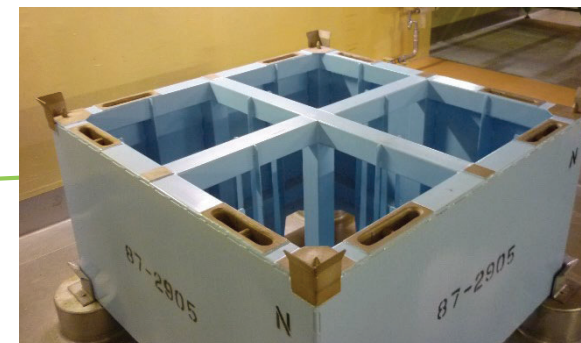
クレーン走行レール 水噴霧消火設備のノズル



貯蔵セル(R151)の状況



金属製の容器  
(第二アスファルト固化体貯蔵施設で撮影)  
材質：金属  
(炭素鋼、溶融亜鉛メッキ)  
厚さ：1.2 mm以上



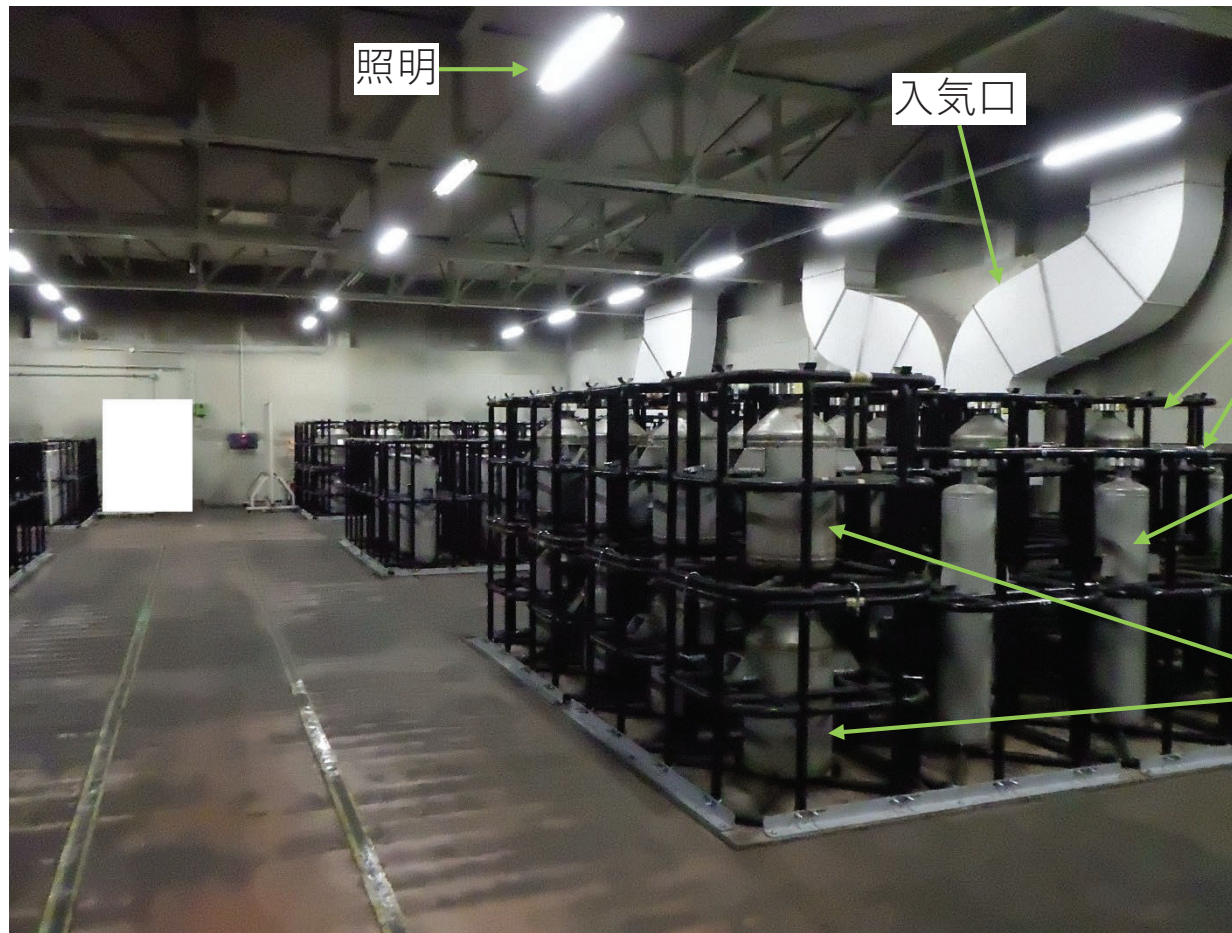
フレーム (ドラム缶収納容器)  
材質：金属 (炭素鋼)

補足資料1 アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)の貯蔵セル(R151)のアスファルト固化体等の貯蔵状態



仕掛品の保管容器  
(金属製)

貯蔵室の仕掛品の状況



照明

入気口

バードゲージ  
(貯蔵ラック)  
材質:炭素鋼

三酸化ウラン容器  
(4%濃縮ウラン用)  
材質:ステンレス鋼  
厚さ:3 mm

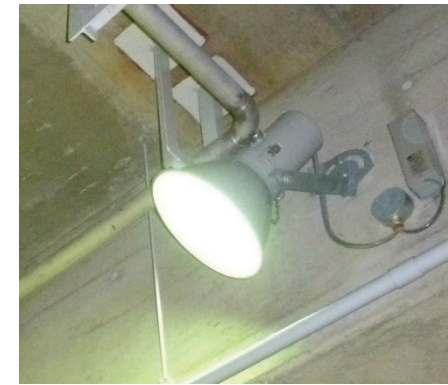
三酸化ウラン容器  
(1.6%濃縮ウラン用)  
材質:ステンレス鋼  
厚さ:4 mm

貯蔵室の状況

補足資料2 ウラン貯蔵所(UO3)の貯蔵室の三酸化ウラン容器等の貯蔵状態



貯蔵室(A001)の状況



照明の設置状況

金属製の容器(コンテナ)  
材質:金属(炭素鋼)  
厚さ:2.3 mm以上

金属製の容器(ドラム缶)  
材質:金属(炭素鋼:溶融亜鉛メッキ)  
厚さ:1.2 mm以上

パレット  
材質:金属(炭素鋼:溶融亜鉛メッキ)



標準物質の保管棚※  
材質: 金属+気泡コンクリート

※耐火性能: JIS S1037一般紙用1時間標準加熱試験合格



標準物質の保管棚  
材質: 金属(1 mm)

補足資料4 分析所(CB)のガラス細工室(G014)の標準物質の保管状態

## 第二アスファルト固化体貯蔵施設における火災警報吹鳴（非火災報）の作動原因について

令和 5 年 10 月 26 日  
再処理廃止措置技術開発センター  
環 境 保 全 部

## 1. 概要

令和 5 年 7 月 20 日（木）、第二アスファルト固化体貯蔵施設（AS2）地下 1 階のダクトスペース（A046）において火災警報が吹鳴した。作動した煙感知器に係る原因調査等を踏まえ、当該感知器の作動原因及び処置・対応について纏めた。

## 2. 原因調査

## (1) 設置場所の状況（吹鳴時）

- ・当該室内には作業員はおらず作業を行っていなかった。
- ・当該室内の天井面及び壁面に結露水や著しい埃の付着はなかった。
- ・当該感知器の表面、ベース表面、台座及び配線に結露水の付着はなかった。

## (2) 感知器の状況（製造メーカー点検結果）

- ・感度試験器を用い当該感知器の感度電圧を測定した結果、基準感度電圧（0.50 V）と同じ電圧（0.50 V）であり感度に問題はなかった。
- ・検定規格に基づく当該感知器の作動試験として、減光率 15 %/m の濃度の煙を含む風速 0.2 m/s の気流において判定基準（30 秒）以内で作動すること、減光率 5 %/m の濃度の煙を含む風速 0.4 m/s の気流において判定基準（5 分）以内に作動しないことを確認した。

## (3) 感知器内部の状況（製造メーカー点検結果）

- ・光学台の防虫網側面に繊維状の埃が付着していた（添付 写真①）。
- ・光学台内部に埃が付着していた（添付 写真②、写真③）。

## (4) 製造メーカーの見解

当該感知器の性能に問題はなかったこと、作動レベルを超える量の埃が光学台内部に確認されたことから、当該感知器の作動原因は、「光学台内部に侵入した埃が一時的に煙検出領域（写真②、③参照）に入り、散乱反射光が増大したこと」との見解であった。

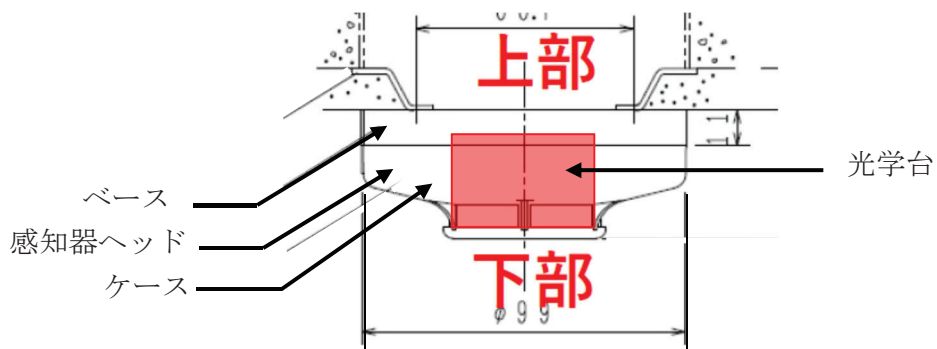
## 3. 作動原因

上記の調査結果を踏まえ、当該感知器の作動原因を考察した結果、感知器の性能に問題はなかったこと、感知器に結露水の付着が見られなかったことから、瞬間的又は設置期間に侵入した微量の埃が一時的に光学台の煙検出領域に入ったことが原因と考える。

## 4. 処置・対応

当該室の類似環境に設置している設置時期が同時期の煙感知器 5 台について、令和 5 年 10 月 12 日に交換を実施した。なお、当該室内の環境の維持に努める観点から、当該室の清掃を定期的（月 1 回）に行う。

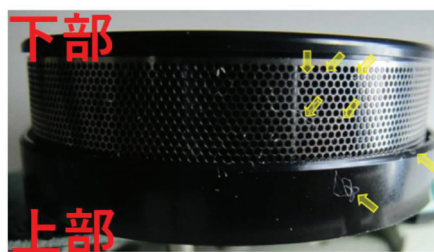
以 上



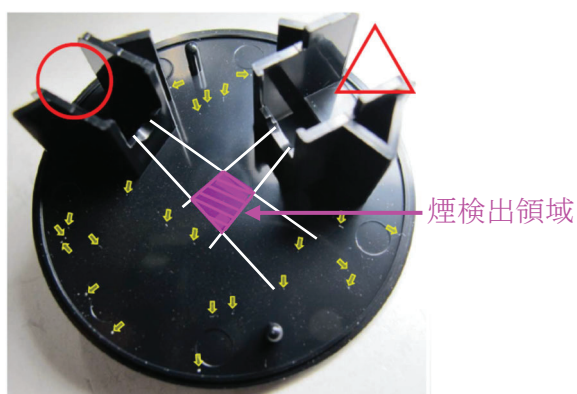
煙感知器の構造図



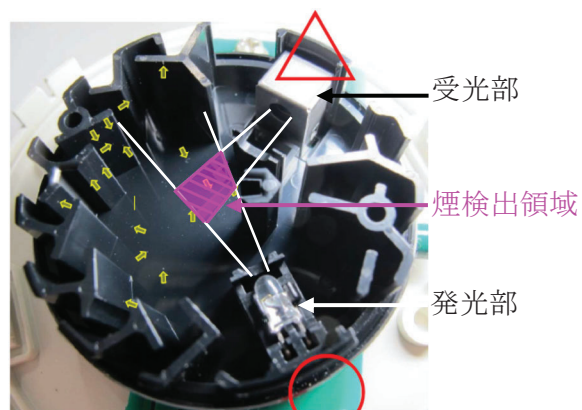
光学台  
(ケースから取出した状態)



写真①：光学台の防虫網側面  
(矢印位置に繊維状の埃の付着あり)



写真②：光学台内部  
(矢印位置に埃の付着あり)



写真③：光学台内部  
(矢印位置に埃の付着あり)

写真の○と△は重なり部を示す。

感知器内部（光学台）の目視確認の状況

「スラッジ貯蔵場の津波対策における止水弁の設置」に係る  
廃止措置計画変更認可申請書の一部補正について

令和5年10月26日  
再処理廃止措置技術開発センター  
環境保全部

1. 概要

令和5年5月31日付け令05原機(再)011をもって申請した廃止措置計画変更認可申請書(令和5年8月8日に一部補正)のうち、「スラッジ貯蔵場の津波対策における止水弁の設置」について、改造対象である給気系ダクトの材料の一部が入手困難であることが判明したことから、入手可能で現申請の耐震及び耐圧評価に影響を与えない適用規格の材料に変更し、令和5年10月19日付けで廃止措置計画変更認可申請書の一部補正を行った。

2. 変更理由及び変更内容

〔変更理由〕

給気系ダクトの材料について、製作、工事に向けてメーカーによる材料の在庫確認を行った結果、当該材料の市正品の在庫がなく、入荷の目途が立たない状況にあることを確認した。

〔変更内容〕(添付参照)

給気系ダクトの材料(SUS304)の板材のうち、肉厚10.0mmについて、冷間圧延ステンレス鋼板(JIS G 4305)から熱間圧延ステンレス鋼板(JIS G 4304)に変更することとし、廃止措置計画変更認可申請書の記載内容を変更した。

3. 変更に伴う安全上の影響

給気系ダクトについては、再処理施設の技術基準に関する規則の第六条(地震による損傷の防止)及び第七条(津波による損傷の防止)の適合性の確認にあたり耐震及び耐圧評価を実施している。耐震及び耐圧評価においては、給気系ダクトの肉厚及び材料物性値(縦弾性係数、ポアソン比、短期許容応力)を用いている。冷間圧延ステンレス鋼板(JIS G 4305)と熱間圧延ステンレス鋼板(JIS G 4304)ではSUS304における上記の材料物性値は同一であり、肉厚に変更もないことから、耐震及び耐圧評価の結果に変更はない。

4. その他

令和5年5月31日付け令05原機(再)011をもって申請した廃止措置計画変更認可申請書(令和5年8月8日及び令和5年10月19日に一部補正)の案件(「スラッジ貯蔵場の津波対策における止水弁の設置」、「焼却施設 空気圧縮機の更新」及び「クリプトン回収技術開発施設 空気圧縮機の制御系の改造」)について、材料の適用規格(JIS番号)の変更の有無を確認し、本件以外に該当がないことを確認した。



核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

補正箇所を \_\_\_\_\_ 又は  で示す。

補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書（令和5年5月31日付け令05原機（再）011、 令和5年8月8日付け補正令05原機（再）021をもって補正）	補 正 後	補正理由																																																																				
<p style="text-align: center;">表-3 給気ダクトの仕様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">名称</th> <th style="width:20%;">材料 (適用規格)</th> <th style="width:10%;">呼び径</th> <th style="width:10%;">肉厚</th> <th style="width:45%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">給気ダクト</td> <td>SUS304TP (JIS G 3459)</td> <td>300 A</td> <td>Sch 10S (4.5 mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SUS304 (JIS G 4305)</td> <td>(板材)</td> <td>10.0 mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SUS304 (JIS G 4305)</td> <td>(板材)</td> <td>6.0 mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SGP (JIS G 3452)</td> <td>300 A</td> <td>6.9 mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SS400 (JIS G 3101)</td> <td>(板材)</td> <td>12.0 mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SS400 (JIS G 3101)</td> <td>(板材)</td> <td>9.0 mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SS400 (JIS G 3101)</td> <td>(板材)</td> <td>6.0 mm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	材料 (適用規格)	呼び径	肉厚	備考	給気ダクト	SUS304TP (JIS G 3459)	300 A	Sch 10S (4.5 mm)		SUS304 (JIS G 4305)	(板材)	10.0 mm		SUS304 (JIS G 4305)	(板材)	6.0 mm		SGP (JIS G 3452)	300 A	6.9 mm		SS400 (JIS G 3101)	(板材)	12.0 mm		SS400 (JIS G 3101)	(板材)	9.0 mm		SS400 (JIS G 3101)	(板材)	6.0 mm		<p style="text-align: center;">表-3 給気ダクトの仕様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">名称</th> <th style="width:20%;">材料 (適用規格)</th> <th style="width:10%;">呼び径</th> <th style="width:10%;">肉厚</th> <th style="width:45%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">給気ダクト</td> <td>SUS304TP (JIS G 3459)</td> <td>300 A</td> <td>Sch 10S (4.5 mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SUS304 (JIS G 4304)</td> <td>(板材)</td> <td>10.0 mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SUS304 (JIS G 4305)</td> <td>(板材)</td> <td>6.0 mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SGP (JIS G 3452)</td> <td>300 A</td> <td>6.9 mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SS400 (JIS G 3101)</td> <td>(板材)</td> <td>12.0 mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SS400 (JIS G 3101)</td> <td>(板材)</td> <td>9.0 mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SS400 (JIS G 3101)</td> <td>(板材)</td> <td>6.0 mm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	材料 (適用規格)	呼び径	肉厚	備考	給気ダクト	SUS304TP (JIS G 3459)	300 A	Sch 10S (4.5 mm)		SUS304 (JIS G 4304)	(板材)	10.0 mm		SUS304 (JIS G 4305)	(板材)	6.0 mm		SGP (JIS G 3452)	300 A	6.9 mm		SS400 (JIS G 3101)	(板材)	12.0 mm		SS400 (JIS G 3101)	(板材)	9.0 mm		SS400 (JIS G 3101)	(板材)	6.0 mm		<p>○適用規格の見直し</p>
名称	材料 (適用規格)	呼び径	肉厚	備考																																																																		
給気ダクト	SUS304TP (JIS G 3459)	300 A	Sch 10S (4.5 mm)																																																																			
	SUS304 (JIS G 4305)	(板材)	10.0 mm																																																																			
	SUS304 (JIS G 4305)	(板材)	6.0 mm																																																																			
	SGP (JIS G 3452)	300 A	6.9 mm																																																																			
	SS400 (JIS G 3101)	(板材)	12.0 mm																																																																			
	SS400 (JIS G 3101)	(板材)	9.0 mm																																																																			
	SS400 (JIS G 3101)	(板材)	6.0 mm																																																																			
名称	材料 (適用規格)	呼び径	肉厚	備考																																																																		
給気ダクト	SUS304TP (JIS G 3459)	300 A	Sch 10S (4.5 mm)																																																																			
	SUS304 (JIS G 4304)	(板材)	10.0 mm																																																																			
	SUS304 (JIS G 4305)	(板材)	6.0 mm																																																																			
	SGP (JIS G 3452)	300 A	6.9 mm																																																																			
	SS400 (JIS G 3101)	(板材)	12.0 mm																																																																			
	SS400 (JIS G 3101)	(板材)	9.0 mm																																																																			
	SS400 (JIS G 3101)	(板材)	6.0 mm																																																																			

2023年 10月26日  
日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所  
再処理廃止措置技術開発センター

**「国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書の補正」  
に関する核セキュリティ及び保障措置への影響について**

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書の補正」に関する核セキュリティ及び保障措置への影響の有無についての確認結果は下記のとおり。

1. 申請（補正）の概要

○令和5年5月31日付け令05原機（再）011をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書の概要を以下に示す。

(1) スラッジ貯蔵場（LW）の津波対策における止水弁の設置

スラッジ貯蔵場(LW)の廃溶媒貯蔵セル(R0 31 及び R0 32)への海水の流入を防止するためにセル給気系ダクトに止水弁を設置するため、設計及び工事の計画を追加する。

(2) 焼却施設（IF）空気圧縮機の更新

焼却施設(IF)の空気圧縮機(342K811 及び 342K812)について、高経年化の観点から既設と同等以上の性能(発生流量及び圧力)を有する同形式の空気圧縮機に更新するため、設計及び工事の計画を追加する。

(3) クリプトン回収技術開発施設（Kr）空気圧縮機の制御系の改造

クリプトン回収技術開発施設(Kr)の2台の空気圧縮機(K86-K77 及び K86-K99)について、故障したとしても予備機へ速やかに切換え可能とするための制御系の改造を行うため、設計及び工事の計画を追加する。

○令和5年8月8日付け令05原機(再)021をもって補正した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書の補正の概要を以下に示す。

- (1) スラッジ貯蔵場(LW)の津波対策における止水弁の設置
  - ・止水弁の安全機能の見直しを行うとともに、関連する添付書類(1.申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性)の記載を見直す。
- (2) クリプトン回収技術開発施設(Kr) 空気圧縮機の制御系の改造
  - ・空気圧縮機の制御系の改造に係る添付書類(1.申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性)の記載を見直す。

○また、令和5年10月19日付け令05原機(再)040をもって補正した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書の補正の概要を以下に示す。

- (1) スラッジ貯蔵場(LW)の津波対策における止水弁の設置
  - ・止水弁の設置に係る記載の見直しを行うとともに、関連する添付書類(1.申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性)の記載を見直す。
- (2) 焼却施設(IF) 空気圧縮機の更新
  - ・空気圧縮機の更新に係る記載の見直しを行うとともに、関連する添付書類(1.申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性)の記載を見直す。
- (3) クリプトン回収技術開発施設(Kr) 空気圧縮機の制御系の改造
  - ・空気圧縮機の制御系の改造に係る記載の見直しを行うとともに、関連する添付書類(1.申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性)の記載を見直す。

## 2. 核セキュリティ、保障措置への影響

### (1) 核セキュリティ：影響なし

評価項目		評価結果	核セキュリティへの影響の有無
①	防護対象の追加等の有無	今回の申請は、スラッジ貯蔵場(LW)の止水弁の設置、焼却施設(IF)の空気圧縮機の更新、クリプトン回収技術開発施設(Kr)の空気圧縮機の予備機への切り替えのための制御系の改造を行うものであるが、核物質防護上の防護対象となる施設は、焼却施設(IF)である(防護区分Ⅲ)。今回の申請に伴う核物質防護上の防護対象の追加等はなく、既設の防護設備の変更や新規追加等もない。	無
②	侵入防止対策に係る性能への影響	今回の申請は、スラッジ貯蔵場(LW)の止水弁の設置、焼却施設(IF)の空気圧縮機の更新、クリプトン回収技術開発施設(Kr)の空気圧縮機の予備機への切り替えのための制御系の改造を行うものであり、核物質防護に係る設備や運用の変更はなく、侵入防止対策に係る性能について影響を及ぼさない。	無

### (2) 保障措置：影響なし

評価項目		評価結果	保障措置への影響の有無
①	設計情報質問表(DIQ:Design Information Questionnaire)への影響の有無	今回の申請は、スラッジ貯蔵場(LW)の止水弁の設置、焼却施設(IF)の空気圧縮機の更新、クリプトン回収技術開発施設(Kr)の空気圧縮機の予備機への切り替えのための制御系の改造を行うものであり、設計情報質問表の変更がないことから影響はない。	無
②	査察機器の移設又は新規設置の有無	今回の申請は、スラッジ貯蔵場(LW)の止水弁の設置、焼却施設(IF)の空気圧縮機の更新、クリプトン回収技術開発施設(Kr)の空気圧縮機の予備機への切り替えのための制御系の改造を行うものであり、既設の査察機器に影響はなく、移設又は新規設置も不要である。 ※ 監視カメラの視覚障害は生じない(移設不要)。	無

		※ 環境サンプリングにも支障は生じない。	
③	サイト内建物報告の観点から、恒久的な建物・構築物の新設の有無	今回の申請は、スラッジ貯蔵場(LW)の止水弁の設置、焼却施設(IF)の空気圧縮機の更新、クリプトン回収技術開発施設(Kr)の空気圧縮機の予備機への切り替えのための制御系の改造を行うものであり、恒久的な建物・構築物の新設はない。	無
④	既存の査察実施方針への影響の有無	<p>今回の申請は、スラッジ貯蔵場(LW)の止水弁の設置、焼却施設(IF)の空気圧縮機の更新、クリプトン回収技術開発施設(Kr)の空気圧縮機の予備機への切り替えのための制御系の改造を行うものであり、既存の査察実施方針への影響はない。</p> <p>※ 既定の査察実施に支障はない。</p> <p>※ 入域制限措置は不要である。</p> <p>※ 保障措置実施手順書の履行に支障はない。</p>	無

⑤	原子炉等規制法に基づく計量管理規定の変更認可の有無	今回の申請は、スラッジ貯蔵場(LW)の止水弁の設置、焼却施設(IF)の空気圧縮機の更新、クリプトン回収技術開発施設(Kr)の空気圧縮機の予備機への切り替えのための制御系の改造を行うものであり、計量管理規定の記載に変更は生じない。 ※ 計量管理規定の履行に支障はない。	無
---	---------------------------	--	---

### 3. 評価結果

上記2. より、令和5年5月31日付け令05原機（再）011をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書、令和5年8月8日付け令05原機（再）021をもって提出した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書の補正及び令和5年10月19日付け令05原機（再）040をもって提出した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書の補正が核セキュリティ及び保障措置に影響しないことを確認した。

以上

東海再処理施設の廃止措置等に係る面談スケジュール(案)

令和5年10月26日  
再処理廃止措置技術開発センター

面談項目	令和5年																	
	9月					10月				11月				12月				
	~1日	~8日	~15日	~22日	~29日	~6日	~13日	~20日	~27日	~3日	~10日	~17日	~24日	~1日	~8日	~15日	~22日	~29日
<b>廃止措置計画変更認可申請に係る事項</b>																		
系統除染等に係る変更認可申請等										▽2	必要に応じて適宜説明							
当面の工程の見直しについて											必要に応じて適宜説明							
LWTFの計画変更 セメント固化設備及び 硝酸根分解設備の設置 等	○実証規模プラント試験 ○安全対策の基本方針										進捗状況を適宜報告							
保全の方針/性能維持施設の見直し					▼28						必要に応じて適宜説明							
その他	○TVF保管能力増強に係る 一部補正 ○設工認・その他報告事項等 ○その他の施設の火災防護		▼31	▼7	▼13	▼21	◆25 ▼28	▼3		▼13	▼17	▼26						
		▼5	▼13		◆25				▼12	▼17	▼26		▽10	▽17	▽24			
<b>廃止措置の状況</b>																		
ガラス固化処理の進捗状況等	▼31	▼7	▼13		◆25					▼26			進捗状況を適宜報告					
工程洗浄	▼31	▼7	▼13		◆25	▼3					▽2		進捗状況を適宜報告					

▽:面談 ◇:監視チーム会合